

## 重度障害者の在宅就労に対する支援について

常時介助を必要とする重度障害者にあっては、日常生活と同様に就労中においても個々の身体状況や障害特性等に配慮した介助が必要である。

重度訪問介護は、障害者総合支援法による障害福祉サービスとして、重度障害者が、居宅において食事、排せつ、入浴など生活上の介助を受けられる制度であるが、経済活動には利用が認められていない。

このため、就労中の重度障害者は、トイレや水分補給、体位交換など日常的な行為について重度訪問介護を受けられないこととなり、就労に当たっての大きな障壁となっている。

近年、障害者が希望や能力等に応じて働くための選択肢として、ＩＣＴを活用した柔軟な働き方であるテレワークによる在宅雇用が注目されており、このような就労形態は、障害者の就労機会の拡大をもたらすものである。しかし、現行の制度では就労を希望する重度障害者の中には、能力がありながらも就労につながらない場合がある。

今日、ノーマライゼーションの理念が浸透し、障害者への理解や障害者雇用が進んでいるところであるが、重度障害者の就労に関する環境は未だ整っているとは言い難い。

については、重度障害者の就労機会の拡大を図るとともに、重度障害者が安心して就労することができるよう、次の事項を要望する。

- 1 常時介助が必要な重度障害者が、在宅就労中においても重度訪問介護を利用できるよう制度を見直すなど、就労環境の整備を行うこと。
- 2 制度の見直しを行うに当たり、自治体に過度の負担が生じることのないよう、国において必要な財政措置を行うこと。

令和元年 月 日

厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様

九都県市首脳会議

座長 東京都知事	池百合子
埼玉県知事	元裕子
千葉県知事	健作
神奈川県知事	祐治
横浜市長	文彦
川崎市長	紀人
千葉市長	俊彦
さいたま市長	勇人
相模原市長	太郎